

明治三十九年十二月三日 和歌山縣 第六百十八號

縣報 第六百十八號 明治卅九年十二月三日 和歌山縣

公文

和歌山縣告示第二百五十二號

左記ノ通定漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄ス

明治三十九年十一月廿九日

和歌山縣知事

伯母 清 樓 家 改

免許年月日	漁業ノ種類及名	漁場ノ位置	漁獲物ノ種類	漁業時期	免許期間	漁業權者代表者
-------	---------	-------	--------	------	------	---------

明治卅九年十一月廿九日	釣魚類漁業 釣魚張網	古座川筋東牟婁郡明村大字相瀬字中山	鮎	每年自九月一日至十二月三十一日	貳箇年	東牟婁郡明村大字相瀬字中山番地 佐々木治平
-------------	---------------	-------------------	---	-----------------	-----	-----------------------

條件

- 一 木石類ヲ以テ河水ヲ堰立ツヘカラス
- 一 舟筏ノ通行上障害トナラサハ機設備スヘシ
- 一 河川流幅五分ノ一以上ノ魚道ヲ開通スヘシ

和歌山縣告示第二百五十三號

第二回關西九州府縣聯合水產共進會規則左ノ通設定シ農商務大臣ノ認可ヲ經タリ

明治三十九年十二月一日

和歌山縣知事

伯爵 清 樓 家 改

縣報 第六百十八號

明治卅九年十二月三日

第三種郵便物認可

第二回關西九州府縣聯合水產共進會規則 第一章 總則

第一條 本會ハ一府二十一縣 大阪、兵庫、三重、愛知、石川、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、沖繩、聯合シ明治四十年十月二十一日ヨリ全年十二月九日迄日數五十日間長崎縣長崎市ニ於テ長崎、聯合シ明治四十年十月二十一日ヨリ全年十二月九日迄日數五十日間長崎縣長崎市ニ於テ

開設ス

第二條 本會ノ出品ヲ分テ左ノ九區トス

第一區 漁具漁船及船具

第二區 網地、網絲、網絲、網及其染料

第三區 釣鉤、擬餌鉤、餌料、及其貯藏器具

第四區 漁具並其屬具、漁船並船具、漁船用發動機、漁具起重器、潛水器、潜水眼鏡、視水器、集魚燈及其雛形

第五區 器械及乾燥冷蔵裝置

第六區 編網機械、製網機械、捻絲機械、漁具、製作器械、魚油蠟製造器械、肥料製造器械、製罐器械及罐詰瓶詰器械、刻昆布器械、蒲鉾製造器械、養干鰯製造釜、沃度製造釜、製鹽釜及器械並浸出槽、雛形、調理用叉物、魚介ノ蓄養貯藏及運搬ニ關スル器具及雛形

第七區 第二類 鰯、養干鰯、貝類、海藻類及油漬用魚類、乾燥裝置、冷蔵裝置及冷蔵器并其雛形

第三區 食用品

第六條 本會出品ニ關係アリテ有益ト認ムルモノハ生産ノ土地時代ノ新古ヲ問ハス參考トシテ出品スルコトヲ得尤形体巨大ナルカ又ハ數量多額ノモノハ出品ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第七條 出品ノ量ヲ定ムルコト左ノ如シ但第九區ノ出品ハ此限リニアラス

一網 每品一丸

一網地 全 五尋

一網絲滑絲 全 天羅絲及絹絲製ハ三拾又其他ハ貳百又束

一染料 全 一升又ハ二斤(二罐又ハ一箱)

一餌料 全 一升又ハ一斤

一帆布 全 一反又ハ一九

一釣鉤 全 小五十本大三十本

一器具器械類 全 一具又ハ一組

一第三區第一類 全 二斤又ハ二升

但明骨、堆翅、魚肚ハ一斤價用ノ把束アルモノハ二把形体大ニシテ尾ヲ以テ唱フルモノハ二尾鱧諸ハ一組(一尾分)荷造ヲ以テ取引スル輸出商品ハ成ル可ク荷造ノ儘出品スルコトヲ要ス

一第三區第二類 每品三尾又ハ二樽
但形小ナルモノハ五尾以上、價用ノ容器アルモノハ勿論可成貯藏ニ堪ユル一定ノ容量ヲ用ユ

一第三區第三類 每品二尾分

一第三區第三類 每品二尾分

縣報 第六百十八號 明治卅九年十二月三日 第三種郵便物認可

三

但大鮑節ハ一尾分ウレヲ節其他形体小ナルモノハ二尾分以上經節鮑節ハ荷造ノ儘出品スルモ妨ケナシ

一第三區第四類 每品半打

一第三區第五類 全 一斤又ハ五把

但寒天ハ角三十本 細五把
把ナキモノハ百五十又 其他既定ノ容器ヲ以テ賣買スルモノハ二個

一第三區第六類 每品一斤

但既定ノ容器ヲ以テ賣買スルモノハ二個

一第三區第七類 每品二斤

一第四區第一類 皮革甲類一枚乃至五枚細工品ハ一個乃至五個價格貴重ナルモノハ適宜出品スルコトヲ得

一第四區第二類 魚油一升(蠟詰)魚鱈二斤(可成)魚膠、胡粉一斤貝灰二斤

一第四區第三類 每品二斤

但澆布糊ハ三枚又ハ三把

一第五區第一類 每品二斤

但蠟詰又ハ箱詰ニ限ル

一第六區第一類 每品一斤

但蠟詰ニ限ル

一第七區第一類 每品二斤

一第七區第二類 每品五斤

但既定ノ容器荷造アルモノハ其容器荷造ヲ用ヒ其他ハ綴詰トス

第八條 出品ハ種類ニ依リ審査ノ爲メ其幾分ヲ消耗スルコトアルカ故ニ引分ヲ難キ出品ハ別ニ審査用トシテ相當ノ數量ヲ添付スヘシ

第九條 出品セント欲スルモノハ別記様式ニ倣ヒ出品目錄二通ヲ作り明治四十年六月三十日迄ニ所轄府縣廳ヘ差出スヘシ

第十條 出品ハ陳列等ハ總テ出品人又ハ其代理人ニ於テ取扱フモノトス但府縣事務委員ニ依托スルモ妨クナシ

第十一條 陳列品賣買約定ヲナスコトヲ得

第十二條 陳列品ハ開會中場外ヘ搬出スルヲ許サス

但腐敗又ハ融解等ノ爲メ他ニ妨害ヲ及ホスコトアリト認ムルトキハ時ニ搬出ヲ命スルコトアセヘシ

前項ニ依リ搬出ヲ命セラレタルモノニ限リ更ニ同種ノ代品ヲ陳列スルコトヲ得

第十三條 陳列品ハ本會ノ事務所ニ於テ相當ノ保護ヲナスト雖モ盜火風震其他避クヘカラサル事故ニ依リ滅失又ハ損傷シタルトキハ本會ハ其責ニ任セス

第二章 會場

第十四條 出品陳列ハ明治四十年九月三十日ニ始メ全年十月十九日迄ニ終ルヘキモノトス

出品陳列方ニ依リテハ本會事務所ヨリ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十五條 出品ニハ本會事務所ヨリ交付フル所ノ小札ニ區類番號品名代價、非賣品ニハ其旨朱記スヘシ及住所

縣報 第六百十八號

明治卅九年十二月三日

第三種郵便物認可

四

氏名等ヲ記シ添付スヘシ

第十六條 陳列品ノ價格ハ一旦揭示シタル後ハ本會事務所ノ承諾ヲ得ルニ非ラサレハ變更スルコトヲ得ス

第十七條 出品ニシテ現品ノミニテ其性質効用ヲ示シ難キモノハ便宜説明書ヲ添フヘシ

第十八條 出品ト全權ノ物品ニシテ内外博覽會或ハ共進會品評會等ニ於テ褒賞ヲ受ケタルモノハ其褒賞又ハ模型ノ寫圖ヲ掲クルコトヲ得

第十九條 出品中賣買約定ヲナシタルモノニハ本會事務所ヨリ交付スル賣買約定濟ノ小札ヲ付スヘシ

第二十條 出品ハ閉會日ヨリ十日間ニ場外ニ搬出スヘシ

第三章 審査

第二十一條 出品(第九區參考品ヲ除ク)ハ總テ之ヲ審査ス

第二十二條 出品ノ審査ハ明治四十年十月廿二日ニ始メ全年十一月十一日迄ニ終ルモノトス

第四章 褒賞

第二十三條 褒賞授與式ハ明治四十年十二月一日ヲ以テ執行ス

第二十四條 出品ノ再審査ヲ請ヒ授與ノ褒賞拒ミ又ハ審査ノ決定ニ對シ異議ノ申立ヲナスコトヲ得ス

第五章 縦覧人心得

第二十五條 開會中ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄公衆ノ縦覧ヲ許ス但時宜ニ依リ時間ヲ伸縮シ又ハ臨時入場ヲ止ムルコトアルヘシ

縦覧人ハ必ラス入場券(無料)ヲ携フヘシ但シ六才未満ノモノハ之ヲ要セス
 第二十六條 瘋癲又ハ醉狂其他妨害ノ恐レアリト認ムルモノハ入場ヲ許サス或ハ退場セシムルコトアルヘシ

第二十七條 陳列場ニハ荷物ヲ携ヘ又ハ畜類ヲ牽キ入ルヲ許サス
 第二十八條 陳列場内ニ於テ喫煙賭博ヲ禁ス

第二十九條 縦覧人ハ府縣委員又ハ看護人ノ承諾ヲ得ルニテ出品ニ關ルハ出品ニ關ルハコトヲ許サス
 第三十條 出品ヲ模寫シ又ハ會場ヲ撮影セント欲スルモノハ本會事務所ノ承諾ヲ受クヘシ

第六章 處務

第三十一條 本會ノ職員左ノ如シ

- 事務長 一人
- 審査長 一人
- 事務委員長 一人
- 審査官 若干名
- 事務委員 若干名
- 審査員 若干名
- 書記 若干名

第三十二條 事務長ハ主權縣ノ知事ヲ以テ之レニ充テ本會事務一切ノ事務ヲ統理スルモノトス但シ事務ノ幾部ヲ事務委員長ニ委任スルコトヲ得事務長事故アルトキハ事務委員長之ヲ代理ス
 第三十三條 事務委員長ハ主權縣ノ第三部長ヲ以テ之ニ充テ事務長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ處理スル

モノトス事務委員長事故アルトキハ主權縣事務員ヲ代理セシム
 第三十四條 事務委員ハ府縣委員ノ中ヲ以テ之ニ充ツ

事務委員ハ事務長及事務委員長ノ指揮ヲ受ケ分掌ノ事務ヲ整理スルモノトス
 第三十五條 事務長ハ事務ノ情況ニ應ジ特別委員ヲ囑托スルコトアルヘシ

第三十六條 書記ハ事務長之ヲ選任ス
 書記ハ事務委員及審査官ノ指揮ヲ受ケ記録計算ニ從事スルモノトス

○注意

目錄ハ二通差出スモノトス
 目錄ハ一類毎ニ別紙ニ作ルモノトス
 番號ハ一類毎ニ起スモノトス
 出品物產地又ハ製造地カ出品人ノ住所ト異ナルトキハ之ヲ附記スヘシ
 出品物ニ關レ物ニ解説ヲ要スルモノハ之ヲ附記スヘシ

(用紙半紙)

第二回關西九州府縣聯合水產共進會出品目錄

何府縣都市町村

出品人 何 某

第何區第何類				
番 號	品 名	數 量	實 價	價

備考

右規則ヲ遵守シ出品可致候也

明治 年 月 日

石

何

某

何府縣知事何某殿

○和歌山縣告示第二百五十四號

兵庫縣美濃郡中吉川村ニ於テ十一月二十二日和種牝牛一頭氣腫疽ニ罹リ翌二十三日斃死セシ旨通知アリタリ

明治三十九年十二月一日

和歌山縣知事 伯爵 清 榎 家 敬

○官吏懲戒

明治三十九年十一月二十九日

屬 小出伊勢三

明治三十九年十一月二十六日同二十七日、両日無届缺勤セシハ職務上ノ義務ニ違背シタルモノトス仍テ文官懲戒令ニ依リ譴責ス

○觀 測

明治三十九年十一月廿八日ヨリ三日間當地氣象概況

月 日	十一 月 廿 八 日	十一 月 廿 九 日	十一 月 三十 日
種 類	前 年	本 年	前 年
平均氣壓	七六二・九	七六六・三	七六二・九
平均氣溫	一・九度	七度一	一〇度〇
平均氣濕	七六二・九	七六六・三	七六二・九
平均氣濕	一・九度	七度一	一〇度〇
平均氣壓	七六二・九	七六六・三	七六二・九
平均氣溫	一・九度	七度一	一〇度〇
平均氣濕	七六二・九	七六六・三	七六二・九
平均氣濕	一・九度	七度一	一〇度〇

明治三十三年五月八日第三種郵便物認可

縣報第六百十八號

明治卅九年十二月三日

第三種郵便物認可

七終

最高氣溫	最低氣溫	最多風向	平均風力	天氣	雨雪量	記事現象
一七度八	六度五	東	二米二	晴	1	夜間降雨 及西方 電雷
一三度七	二度〇	東	三米〇	晴	1	午前月環 夕映ス
一三度一	七度三	北西	七米七	曇	一耗五	夜間降雨 及強風吹
一六度五	三度六	東	三米八	晴	一耗三	午後六時 三十七分 五十二秒 微震 夜間降雨 ス
一三度七	三度九	北	二米四	曇	1	終日時々 降雲ス 夕到虹蛇 夕映ス
一〇度四	四度三	北西	四米一	曇又雲	三耗三	

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日回發行)

明治三十九年十二月二日印刷
明治三十九年十二月三日發行

〔金代價〕

和歌山縣

和歌山市久保町一丁目一番地
和歌山市久保町一丁目二番地
和歌山市久保町一丁目三番地
和歌山市久保町一丁目四番地
和歌山市久保町一丁目五番地
和歌山市久保町一丁目六番地
和歌山市久保町一丁目七番地
和歌山市久保町一丁目八番地
和歌山市久保町一丁目九番地
和歌山市久保町一丁目十番地
和歌山市久保町一丁目十一番地
和歌山市久保町一丁目十二番地
和歌山市久保町一丁目十三番地
和歌山市久保町一丁目十四番地
和歌山市久保町一丁目十五番地
和歌山市久保町一丁目十六番地
和歌山市久保町一丁目十七番地
和歌山市久保町一丁目十八番地
和歌山市久保町一丁目十九番地
和歌山市久保町一丁目二十番地
和歌山市久保町一丁目二十一番地
和歌山市久保町一丁目二十二番地
和歌山市久保町一丁目二十三番地
和歌山市久保町一丁目二十四番地
和歌山市久保町一丁目二十五番地
和歌山市久保町一丁目二十六番地
和歌山市久保町一丁目二十七番地
和歌山市久保町一丁目二十八番地
和歌山市久保町一丁目二十九番地
和歌山市久保町一丁目三十番地
和歌山市久保町一丁目三十一番地
和歌山市久保町一丁目三十二番地
和歌山市久保町一丁目三十三番地
和歌山市久保町一丁目三十四番地
和歌山市久保町一丁目三十五番地
和歌山市久保町一丁目三十六番地
和歌山市久保町一丁目三十七番地
和歌山市久保町一丁目三十八番地
和歌山市久保町一丁目三十九番地
和歌山市久保町一丁目四十番地
和歌山市久保町一丁目四十一番地
和歌山市久保町一丁目四十二番地
和歌山市久保町一丁目四十三番地
和歌山市久保町一丁目四十四番地
和歌山市久保町一丁目四十五番地
和歌山市久保町一丁目四十六番地
和歌山市久保町一丁目四十七番地
和歌山市久保町一丁目四十八番地
和歌山市久保町一丁目四十九番地
和歌山市久保町一丁目五十番地
和歌山市久保町一丁目五十一番地
和歌山市久保町一丁目五十二番地
和歌山市久保町一丁目五十三番地
和歌山市久保町一丁目五十四番地
和歌山市久保町一丁目五十五番地
和歌山市久保町一丁目五十六番地
和歌山市久保町一丁目五十七番地
和歌山市久保町一丁目五十八番地
和歌山市久保町一丁目五十九番地
和歌山市久保町一丁目六十番地
和歌山市久保町一丁目六十一番地
和歌山市久保町一丁目六十二番地
和歌山市久保町一丁目六十三番地
和歌山市久保町一丁目六十四番地
和歌山市久保町一丁目六十五番地
和歌山市久保町一丁目六十六番地
和歌山市久保町一丁目六十七番地
和歌山市久保町一丁目六十八番地
和歌山市久保町一丁目六十九番地
和歌山市久保町一丁目七十番地
和歌山市久保町一丁目七十一番地
和歌山市久保町一丁目七十二番地
和歌山市久保町一丁目七十三番地
和歌山市久保町一丁目七十四番地
和歌山市久保町一丁目七十五番地
和歌山市久保町一丁目七十六番地
和歌山市久保町一丁目七十七番地
和歌山市久保町一丁目七十八番地
和歌山市久保町一丁目七十九番地
和歌山市久保町一丁目八十番地
和歌山市久保町一丁目八十一番地
和歌山市久保町一丁目八十二番地
和歌山市久保町一丁目八十三番地
和歌山市久保町一丁目八十四番地
和歌山市久保町一丁目八十五番地
和歌山市久保町一丁目八十六番地
和歌山市久保町一丁目八十七番地
和歌山市久保町一丁目八十八番地
和歌山市久保町一丁目八十九番地
和歌山市久保町一丁目九十番地
和歌山市久保町一丁目九十一番地
和歌山市久保町一丁目九十二番地
和歌山市久保町一丁目九十三番地
和歌山市久保町一丁目九十四番地
和歌山市久保町一丁目九十五番地
和歌山市久保町一丁目九十六番地
和歌山市久保町一丁目九十七番地
和歌山市久保町一丁目九十八番地
和歌山市久保町一丁目九十九番地
和歌山市久保町一丁目一百番地